

作新学院大学大学院心理学研究科附属臨床心理センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、作新学院大学大学院心理学研究科附属臨床心理センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、心理臨床学等に関する研究及び研究指導並びに臨床心理士等の養成訓練及び研修を行い、併せて地域社会の精神的健康にかかわるサービス要請に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。(1)適応上の困難を抱え、心理臨床学的援助を必要とする者並びにその関係者に対する専門的支援に関すること。(2)教員その他学校教育関係者等に対する児童生徒の援助及び指導上の問題に関する研修並びにコンサルテーションに関すること。(3)大学院学生に対する心理臨床学等に関する実習及び研究指導に関すること。(4)大学院学生に対する臨床心理士等の養成訓練に関すること。(5)心理臨床学等の専門的援助にかかわる諸機関との連携に関すること。(6)心理臨床学等の実践・研究に関する機関誌の刊行及び広報活動に関すること。(7)その他臨床心理相談に関すること。

(組織)

第4条 センターに、前条の事業を行うため、次の職員等を置く。

- (1)センター長
- (2)相談指導員
- (3)相談員
- (4)相談研修員
- (5)研究員
- (6)その他の職員等

(センター長)

- 第5条
- 1 センター長は、センターの業務を掌理する。
 - 2 センター長は、心理学研究科臨床心理学専攻を担当する教授または准教授のうちから、心理学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の議を経て、心理学研究科長(以下「研究科長」という。)が任命する。
 - 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(相談指導員)

第6条 相談指導員は、本学専任教員のうち、心理臨床に関する専門資格を有する者を充てる。

(相談員)

第7条 相談員は臨床心理士のうち、第14条に規定する運営委員会の推薦に基づき、研究科委員会の議を経て、研究科長が任命する。

(相談研修員)

第8条 相談研修員は、本学大学院心理学研究科大学院生を充てる。

(研究員)

第9条 研究員は本学大学院心理学研究科修士生のうち、第14条に規程する運営委員会の推薦に基づき、研究科委員会の議を経て、研究科長が任命する。

(相談の種類)

第10条 第3条各号に掲げる業務を達成するために、次の相談を行う。

- (1)受理面接
- (2)心理面接
- (3)心理検査
- (4)並行面接
- (5)コンサルテーション

(相談の実施)

第11条 相談は、心理学研究科の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを行うことができる。

(相談の申込み)

第12条 相談を申し込もうとする者は、所定の申込書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

(相談料金)

- 第13条 1 前条の承認を得た者は、相談の種類に応じ、別表に定める相談料を納付しなければならない。
- 2 既納の相談料は、返還しない。

(運営委員会)

- 第14条 1 センターに、その円滑な運営を図るため、作新学院大学大学院心理学研究科附属臨床心理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1)センター長
 - (2)本学専任教員の相談員
 - (3)センター長が必要と認める者 若干名
- 2 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 運営委員会の審議事項、運営方法その他必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、運営委員会及び研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、運営委員会及び研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

別表 (第 11 条関係)

相談の種類	単位	相談料
受理面接	1 回	3, 000 円
心理面接	1 回	2, 000 円
心理検査	1 回	2, 000 円
並行面接	1 回	1, 000 円
コンサルテーション	1 回	3, 000 円

(注)1 回 50 分以内とする。(受理面接を除く。)

附則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 従前の「作新学院大学大学院心理学研究科心理相談室規程」は、平成 23 年 3 月 31 日を以って廃止する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。